

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学生の資格) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略)</p> <p>(奨学生の決定等) 第六条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号から別記様式第三号の三までの広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書（次項において「貸付決定通知書」という。）又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金貸付不承認決定通知書により、当該申請者が在学する学校の長を経由して行うものとする。</p> <p>2 申請者は、貸付決定通知書を受けたときは、十五日以内に別記様式第五号の誓約書を当該申請者が在学する学校の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(奨学金の交付) 第七条 奨学金は、口座振替の方法によって交付する。</p> <p>2 修学奨学金は、毎月当月分を交付する。ただし、特別の事情があるときは、二分分以上を併せて交付することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第八条 (奨学生等の届出事項) 第八條 (略) 2 入学準備金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やか</p>	<p>(奨学生の資格) 第二条 (略) 2 (略) 一 出席状況が良好であること。 二・三 (略)</p> <p>(奨学生の決定等) 第六条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号若しくは別記様式第三号の二の広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書（次項において「貸付決定通知書」という。）又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金貸付不承認決定通知書により、当該申請者が在学する高等学校等の長を経由して行うものとする。</p> <p>2 申請者は、貸付決定通知書を受けたときは、十五日以内に別記様式第五号の誓約書を当該申請者が在学する高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(修学奨学金の交付) 第七条 修学奨学金は、口座振替の方法によって毎月当月分を交付する。ただし、特別の事情があるときは、二分分以上を併せて交付することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(留学奨学金の交付) 第七条の二 留学奨学金は、口座振替の方法によって交付する。</p> <p>第八条 (奨学生等の届出事項) 第八條 (略)</p>

にその旨を知事に届け出なければならない。
前項後段の規定は、当該保証人について準用する。

- 一 住所、氏名又は勤務先を変更したとき。
- 二 死亡し、又は住所が不明になったとき。
- 三 転学又は退学したとき。
- 四 入学しようとしていた時期に入学しないこととしたとき。

3| 留学奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。第一項後段の規定は、当該保証人について準用する。

- 一―四 (略)

4| 前三項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第十一号までの異動届により、奨学生が在学する学校の長（奨学生が退学した場合にあっては、当該奨学生が在学していた高等学校等の長）を経由して行うものとする。

(奨学生の資格を証する書類等の提出等)

第九条 修学奨学金に係る奨学生及び入学準備金に係る奨学生（以下「修学奨学金に係る奨学生等」という。）は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより当該奨学生等が在学する高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。

2 修学奨学金に係る奨学生等が在学する高等学校等の長は、当該奨学生等に係る学習状況その他の事項について、別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(奨学金の休止)

第十条 条例第八条第四項の規定により奨学金の貸付けを休止することができる場合及びその場合における休止する期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- 一―三 (略)

(償還方法等)

第十一条 借受者は、条例第九条第一項から第三項までの規定により、これらの規定に規定する六月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の額（修学奨学金に係る借受者にあつては、貸付期間中に貸付けを受けた修学奨学金の総額。ただし、当該借受者が入学準備金の貸付けを受けた場合において、修学奨学金及び入学準備金を併せて償還するとき

2| 留学奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

- 一―四 (略)

3| 前二項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第九号の二までの奨学生（借受者）異動届並びに別記様式第十号及び別記様式第十一号の保証人異動届により、奨学生が在学する高等学校等の長（奨学生が退学した場合にあっては、当該奨学生が在学していた高等学校等の長）を経由して行うものとする。

(奨学生の資格を証する書類等の提出等)

第九条 修学奨学金に係る奨学生は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより当該奨学生が在学する高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。

2 修学奨学金に係る奨学生が在学する高等学校等の長は、当該奨学生に係る学習状況その他の事項について、別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(奨学金の休止)

第十条 条例第八条第二項の規定により奨学金の貸付けを休止することができる場合及びその場合における休止する期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- 一―三 (略)

(償還方法等)

第十一条 借受者は、条例第九条第一項又は第二項の規定により、これらの規定に規定する六月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の額（修学奨学金に係る借受者にあつては、貸付期間中に貸付けを受けた奨学金の総額。以下この項において「貸付額」という。）を、次表上欄に掲げる貸付額の区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる年間償還

にあつては、当該総額に貸付けを受けた入学準備金の額を加えた額。以下この項において「貸付額」という。）を、次表上欄に掲げる貸付額の区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が一未満であるときは、これを一とする。）に相当する年数の範囲内で奨学金を償還しなければならない。

（略）

2・3 （略）

4| 入学準備金に係る借受者は、当該入学準備金の交付を受けたときは速やかに、保証人と連署した別記様式第十二号の奨学金借用証書及び別記様式第十三号の奨学金償還計画書を知事に提出するものとする。

5| 前項の規定は、留学奨学金に係る借受者について準用する。

6| 7| （略）

（借受者の届出事項）

第十三条 第八条（第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号を除く。）の規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「奨学生」とあるのは、「借受者」と、同条第四項中「別記様式第六号から別記様式第十一号まで」とあるのは、「別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第十号及び別記様式第十一号」と、「奨学生が在学する学校」の長（奨学生が退学した場合にあつては、当該奨学生が在学していた高等学校等の長）を経由して行うものとする」とあるのは、「行うものとする」と読み替えるものとする。

基準額で除して得た数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が一未満であるときは、これを一とする。）に相当する年数の範囲内で奨学金を償還しなければならない。

（略）

2・3 （略）

4| 留学奨学金に係る借受者は、当該留学奨学金の交付を受けたときは速やかに、保証人と連署した別記様式第十二号の奨学金借用証書及び別記様式第十三号の奨学金償還計画書を知事に提出するものとする。

5| 6| （略）

（借受者の届出事項）

第十三条 第八条第一項（第三号及び第四号を除く。）から第三項までの規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「奨学生」とあるのは「借受者」と、同条第三項中「別記様式第六号から別記様式第九号の二まで」とあるのは「別記様式第六号から別記様式第八号まで及び別記様式第九号の二」と、「奨学生が在学する高等学校等の長（奨学生が退学した場合にあつては、当該奨学生が在学していた高等学校等の長）を経由して行うものとする」とあるのは「行うものとする」と読み替えるものとする。

別記様式第一号から別記様式第二号の三までを次のように改める。

別記様式第1号 (第3条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付申請書 (修学奨学金用)						
						令和 年 月 日
広島県知事 様						
申請者 住所 氏名 ㊟						
奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。						
申請者 (本人)	氏名 (生年月日)	ふりがな (昭和・平成 年 月 日)	年齢 歳	通学形態 自宅通学・自宅外通学		
	住所	(電話番号 — —)				
	在学学校名	国・公・私立	学校	課程	科	
保護者等	氏名	ふりがな				続柄 本人の ()
	住所	広島県 (電話番号 — —)				
本人及び家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先 (学校名)	収入の種類等	年間収入額
	父					円
	母					円
	本人					円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
生計を維持する者の全収入額						円
他制度との併願状況	次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金 (教育支援資金のうち教育支援費) <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 <input type="checkbox"/> 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 <input type="checkbox"/> 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費					
保証人 (親権者等)	氏名		昭和・平成 年 月 日生	続柄		
	住所	(電話番号 — —)				
保証人	氏名		昭和・平成 年 月 日生	続柄		
	住所	(電話番号 — —)				
	勤務先	名称		所在地	(電話番号 — —)	

- 注 1 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第1号の2 (第3条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付申請書 (修学奨学金・入学準備金) (予約用) 令和 年 月 日						
広島県知事 様						
申請者 住所 氏名 ㊟						
奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。						
申請者 (本人)	氏名 (生年月日)	ふりがな (昭和・平成 年 月 日)				年齢 歳
	住所	(電話番号 — —)				
	在学学校名	国・公・私立 学校				
保護者等	氏名	ふりがな				続柄 本人の ()
	住所	広島県 (電話番号 — —)				
貸付けを受けたい奨学金の種類 (両方の貸付けを受けたい場合は、両方にチェックすること。)		<input type="checkbox"/> 修学奨学金				
		<input type="checkbox"/> 入学準備金 (入学しようとしている時期：令和 年 月) (貸付希望額： <input type="checkbox"/> 5万円 <input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 15万円)				
本人及び家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先(学校名)	収入の種類等	年間収入額
	父					円
	母					円
	本人					円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
生計を維持する者の全収入額						円
保証人 (親権者等)	氏名				昭和・平成 年 月 日生	続柄
	住所	(電話番号 — —)				
保証人	氏名				昭和・平成 年 月 日生	続柄
	住所	(電話番号 — —)				
	勤務先	名称				
所在地		(電話番号 — —)				

- 注 1 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第1号の3 (第3条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付申請書 (留学奨学金用)			
広島県知事 様			令和 年 月 日
申請者		住所	氏名 ㊟
奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。			
申請者 (本人)	氏名 (生年月日)	ふりがな (平成 年 月 日)	年齢 歳
	住所	(電話番号 — —)	
	在学学校名	国・公・私立 学校	課程 科
保護者等	氏名	ふりがな	続柄 本人の ()
	住所	広島県 (電話番号 — —)	
留学内容	留学先国・地域名		
	留学先教育施設名		
	留学期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
貸付希望額	円		
他からの借受・給付状況	貸付人等	借受等金額	円
	貸付人等	借受等金額	円
	貸付人等	借受等金額	円
保証人 (親権者等)	氏名	昭和・平成年月日生	続柄
	住所	(電話番号 — —)	
保証人	氏名	昭和・平成年月日生	続柄
	住所	(電話番号 — —)	
	勤務先	名称	
所在地		(電話番号 — —)	

- 注 1 「他からの借受・給付状況」欄は、留学に必要な経費として、他から借り受けている場合や補助金等の給付を受けている場合に記入すること(予定している場合を含む。)
- 2 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。
- 3 不用の文字は、消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第3条関係）

推薦調書（修学奨学金用）

申 請 者	課 程	学 科	学年・年次	氏 名

上記の者は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受ける者として適当と認め、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第3項の規定により推薦いたします。

令和 年 月 日

学校長



広島県知事 様

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の2（第3条関係）

推薦調書（修学奨学金・入学準備金）（予約用）

貸付けを受けたい 奨学金の種類	申 請 者
修学奨学金のみ	
修学奨学金 及び 入学準備金	
入学準備金のみ	
<p>上記の者は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受ける者として適当と認め、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第3項の規定により推薦いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>広島県知事 様</p>	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の3 (第3条関係)

推薦調書 (留学奨学金用)

申 請 者	課 程	学 科	学年・年次	氏 名

上記の者は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受ける者として適当と認め、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第3項の規定により推薦いたします。

令和 年 月 日

学校長



広島県知事 様

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第3号の3 (第6条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事 印

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県高等学校等奨学金（留学奨学金）の貸付けについては、次のとおり決定しました。

ついては、保証人2名と連署した誓約書に、口座振替依頼書を添えて広島県知事に提出してください。

(略)

留学期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
------	-----------------------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第3号の2 (第6条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書

平成 年 月 日

様

広島県知事 印

平成 年 月 日付けで申請のあった広島県高等学校等奨学金（留学奨学金）の貸付けについては、次のとおり決定しました。

ついては、保証人2名と連署した誓約書に、口座振替依頼書を添えて広島県知事に提出してください。

(略)

留学期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
------	-----------------------

注 1 貸付要件に該当しないと認められるときは、奨学金の貸付けを打ち切ります。また、退学したときも、同様に打ち切ります。

2 退学したとき又は留学を中止したときは、速やかに、異動届を提出してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第6条関係)

広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事



令和 年 月 日付けで申請のあった広島県高等学校等奨学金（入学準備金）の貸付けについては、次のとおり決定しました。

については、保証人2名と連署した誓約書に、口座振替依頼書を添えて広島県知事に提出してください。

決定番号	第 号
貸付額	円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第6条関係)

誓 約 書

この度、広島県高等学校等奨学生として奨学金()
の貸付けを受けることとなりました。

ついては、広島県高等学校等奨学金貸付条例その他の関係規程
に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸付期間
満了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約します。

また、保証人は、本人と連帯して返還の義務を履行します。

令和 年 月 日

(略)

(略)

注 1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 貸付決定通知書を受けた日から15日以内に広島県知事に
提出すること。なお、特別の事由なく当該期間内に誓約書
の提出がない場合は、広島県高等学校等奨学金貸付条例施
行規則第6条第3項の規定により奨学生となることを辞退
したものとみなされます。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第5号 (第6条関係)

誓 約 書

この度、広島県高等学校等奨学生として奨学金の貸付けを受け
ることとなりました。

ついては、広島県高等学校等奨学金貸付条例その他の関係規程
に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸付期間
満了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約します。

また、保証人は、本人と連帯して返還の義務を履行します。

平成 年 月 日

(略)

(略)

注 1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 貸付決定通知書を受けた日から15日以内に広島県知事に
提出すること。なお、特別の事由なく当該期間内に誓約書
の提出がない場合は、広島県高等学校等奨学金貸付条例施
行規則第6条第3項の規定により奨学生となることを辞退し
たものとみなされます。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号 (第8条関係)

奨学生異動届 (休学・復学・転学・退学)

令和 年 月 日

広島県知事 様

奨学生(保証人)住所

氏名



次のとおり休学・復学・転学・退学しました。

1 (略)

2 学 校 名 (転学の場合, 新・旧を記載すること。)

3 休学の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 復学・転学・退学の期日 令和 年 月 日

5 (略)

(略)

注 1 (略)

2 用紙の大きさは, 日本産業規格A列4とする。

様式第8号 (第8条関係)

奨学生(借受者)異動届 (休学・復学・転学・退学)

平成 年 月 日

広島県知事 様

奨学生(保証人)住所

氏名



次のとおり休学・復学・転学・退学しました。

なお, 奨学金は, 平成 年 月分から平成 年 月分までの
円を借り受けています。

1 (略)

2 学 校 名 (転学の場合, 新・旧を記載すること。)

3 休学の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 復学・転学・退学の期日 平成 年 月 日

5 (略)

(略)

注 1 (略)

2 用紙の大きさは, 日本産業規格A列4とする。

様式第9号 (第8条関係)

奨学生異動届 (入院・留学等)
令和 年 月 日

広島県知事 様
奨学生 (保証人) 住 所
氏 名 (印)

次の理由により通学できなくなりました。

1 (略)
2 (略)
3 通学できない期間 令和 年 月 日から令和 年
月 日まで
4 (略)

注 1 (略)
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号 (第8条関係)

奨学生異動届 (入院・留学等)
平成 年 月 日

広島県知事 様
奨学生 (保証人) 住 所
氏 名 (印)

次の理由により通学できなくなりました。
なお、奨学金は、平成 年 月分から平成 年 月分ま
での 円を借り受けています。

1 (略)
2 (略)
3 通学できない期間 平成 年 月 日から平成 年
月 日まで
4 (略)

注 1 (略)
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号の3 (第8条関係)

奨学生異動届 (留学奨学金用)

令和 年 月 日

広島県知事 様

奨学生 (保証人) 住 所
氏 名



次の留学を中止しました。

1 (略)

2 (略)

3 留学期間 令和 年 月 日から令和 年 月
日まで

注 1 (略)

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号の2 (第8条関係)

奨学生 (借受者) 異動届 (留学奨学金用)

平成 年 月 日

広島県知事 様

奨学生 (保証人) 住 所
氏 名



次の留学を中止しました。

1 (略)

2 (略)

3 留学期間 平成 年 月 日から平成 年 月
日まで

注 1 (略)

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第九号の次に次の一様式を加える。

様式第9号の2 (第8条関係)

奨学生異動届 (入学準備金用)

令和 年 月 日

広島県知事 様

奨学生 (保証人) 住 所
氏 名



入学しようとしていた時期 (令和 年 月) に入学しないこととしました。

決定番号 第 号

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第12号 (第11条関係)

収入
印紙
(消印の
こと。)

奨学金借用証書
令和 年 月 日
(略)

奨学金の種類
借用金額 金 円
(略)

- 注 1 借受者及び保証人の氏名は、それぞれの者が自署すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第12号 (第11条関係)

収入
印紙
(消印の
こと。)

奨学金借用証書
平成 年 月 日
(略)

借用金額 金 円(※平成 年 月分から平成
年 月分まで)
(略)

- 注 1 ※印のところは、留学奨学金の場合は、記入しないこと。
2 保証人の氏名は、それぞれの者が自署すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第十三号を次のように改める。

奨学金償還計画書

借受者 住所
氏名



私は、次の償還計画に基づき滞りなく、奨学金 () を償還します。

決定番号	第 号			
氏名				
借受額	借受総額 (A)	円		
	既償還額 (B)	円		
	差引借受額 (A - B)	円		
償還方法	希望する償還方法にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 年賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 月賦			
	償還期限	令和 年 月 日		
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
	1回の償還額 (a)	円	償還総額 $a \times (c - 1) + b$ 円	
	最終回の償還額 (b)	円		
	償還回数 (c)	回		
借受者 (本人)	高等学校等名			
	借受終了後の住所	(自宅電話 — —) (携帯電話 — —)		
	卒業後の進路	<input type="checkbox"/> 進学 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	就職先	名称		
所在地		(電話番号 — —)		
保証人 (親権者等)	氏名			
	住所	(自宅電話 — —) (携帯電話 — —)		
	勤務先	名称		
		所在地	(電話番号 — —)	
保証人	氏名			
	住所	(自宅電話 — —) (携帯電話 — —)		
	勤務先	名称		
		所在地	(電話番号 — —)	

注 1 不用の文字は、消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和二年三月以前の月分の修学奨学金の貸付けに係る奨学生の資格並びに申請書及び推薦調書の様式については、なお従前の例による。